



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社Synspective
代 表 者 名 代表取締役CEO 新井元行
(コード番号: 290A 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役CFO 志藤篤
(ir@synspective.com)

ストック・オプション（第6回及び第7回新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社従業員を割当対象とする第6回新株予約権および当社取締役及び当社従業員を割当対象とする第7回新株予約権の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. ストック・オプション（新株予約権）の発行の目的

（1）第6回新株予約権

第6回新株予約権は、当社の中長期的な成長を支える人材の確保及び定着、並びに中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社従業員を割当対象として発行するものであります。

（2）第7回新株予約権

第7回新株予約権は、当社取締役及び従業員に対し、当社の中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与することを目的として、適正な時価により有償で発行するものであります。

本新株予約権には業績目標の達成を権利行使の条件として付与（業績連動型）しております。これにより、対象となる役職員が、当社の持続的な成長および事業計画の完遂に対し、より強いコミットメントを持って取り組むことを企図しております。

（業績条件）

新株予約権の割当てを受けた者は、2027年12月期から2028年12月期において、総収入が下記のaからeに記載した条件を充たした場合、付与された新株予約権のうち、各号に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる：

	2027年12月期から2028年12月期において	行使可能割合
a.	一度でも27,000百万円を超過した場合	60%
b.	一度でも28,500百万円を超過した場合	70%
c.	一度でも30,000百万円を超過した場合	80%
d.	一度でも31,500百万円を超過した場合	90%
e.	一度でも33,000百万円を超過した場合	100%

2. 新株予約権の概要

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
割当対象者	当社従業員	当社取締役及び従業員
新株予約権の数	702 個	4,038 個
目的となる株式	当社普通株式 70,200 株	当社普通株式 403,800 株
払込金額	本新株予約権と引換えに金銭を 払い込むことを要しない	1 個当たり金 100 円
払込期日	該当なし	2026 年 3 月 5 日
行使価額	1 株当たり金 1 円(名目的対価)	1 株当たり金 1,252 円
行使期間	2026 年 3 月 6 日から 2031 年 3 月 5 日まで	2028 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 5 日まで
譲渡制限	取締役会の承認を要する	取締役会の承認を要する

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使時まで継続して当社の取締役又は従業員の地位にあることを要します。その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

4. 有利発行に該当しないことに関する考え方（第7回）

第7回新株予約権のうち、当社取締役に割り当てる新株予約権については、第三者算定機関による算定結果等を踏まえ、払込金額及び行使価額はいずれも公正な時価であると判断しており、有利な条件による発行には該当しないものと考えております。

5. 希薄化に関する考え方

第6回及び第7回新株予約権のすべてが行使された場合における発行済株式総数に対する希薄化率は、合計で約0.35%であり、既存株主に与える影響は限定的です。一方で、本新株予約権は、当社の成長を支える人材の確保・定着及び中長期的な企業価値向上を目的とし、当社の持続的な成長及び企業価値の向上に資するものと考えており、総合的に勘案して本発行は合理的であると判断しております。

(注) 希薄化率は、2025年12月末日現在の発行済株式総数を基準として、第6回及び第7回新株予約権の全てが行使された場合の増加株式数を加味して算定しております。

5. 今後の新株予約権発行に関する考え方

当社は、今後の事業拡大及び中長期的な企業価値向上を見据え、必要に応じて、取締役及び従業員を対象とした新株予約権の発行を検討する可能性があります。もっとも、新株予約権の発行にあたっては、既存株主の皆様への希薄化の影響を十分に考慮した上で、発行規模、条件及び時期等を慎重に判断し、当社の持続的な成長及び企業価値の向上に資する範囲において実施してまいります。

II. 第6回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

702 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 70,200 株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026 年 3 月 6 日から 2031 年 3 月 5 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 上記①のただし書きに定める場合を除き、新株予約権者が上記①に定める地位のいずれをも失った場合には、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使時において、日本国内の居住者であることを要するものとする。
- ④ 本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2026 年 3 月 6 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2026年3月5日

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 215名 702個

III. 第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

4,038 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式403,800 株とし、下記3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金額

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1,252 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年4月1日から2032年3月5日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載

の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、2027年12月期から2028年12月期までのいずれかの期（以下、「判定事業年度」という。）において、当社の有価証券報告書に記載された総収入（売上高と補助金収入の合算額）が、下記の(a)から(e)の条件の達成割合に応じて本新株予約権を行使することができる。なお、上記における総収入の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、権利行使可能割合の計算において、各新株予約者の権利行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた数とする。

(a) 判定事業年度において総収入が一度でも27,000百万円を超過した場合

権利行使可能割合：60%

(b) 判定事業年度において総収入が一度でも28,500百万円を超過した場合

権利行使可能割合：70%

(c) 判定事業年度において総収入が一度でも30,000百万円を超過した場合

権利行使可能割合：80%

(d) 判定事業年度において総収入が一度でも31,500百万円を超過した場合

権利行使可能割合：90%

(e) 判定事業年度において総収入が一度でも33,000百万円を超過した場合

権利行使可能割合：100%

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 上記②のただし書きに定める場合を除き、新株予約権者が上記②に定める地位のいずれをも失った場合には、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

④ 本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2026年3月6日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交換もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2026年3月5日
9. 申込期日
2026年3月5日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役 5名 2,844個
当社従業員 1名 1,194個

以上